

訪問介護事業

重要事項説明書

社会福祉法人 恕心福祉会

加古川さくら園ヘルパーステーション

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な訪問介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 施設の内容

- (1) 事業所名 加古川さくら園ヘルパーステーション
指定番号 2872202383
所在地 加古川市東神吉町神吉字北山1844-5
管理者の氏名 管理者 大西裕人
電話番号 079-432-7300
FAX番号 079-432-7310
実施地域 加古川市

(2) 施設の従業者体制

職 種	従事するサービスの種類、業務	常勤換算人員
管理者	業務の一元的な管理	1名
サービス提供責任者	訪問介護計画の作成・業務の調整・指導等	1名以上
訪問介護員等	訪問介護の提供	2.5名以上

(3) 営業時間

営業日 月曜日～土曜日（但し12/31～1/3を除きます）
営業時間 9時00分～17時30分
※上記営業日以外でも、ご希望がございましたら、相談の上でサービス提供致します。

3. サービスの内容

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サ ー ビ ス の 内 容
訪問介護計画の作成		利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問介護計画を作成します。
身体	食事介助	食事の介助で、全面介助、一部介助又は見守りを行います。配膳から下膳まで含まれます。

入浴介助	浴室への誘導や見守り、入浴中の洗身等を行います。ただし、本人が全く自力で移動ができない場合には、訪問入浴サービス等の他のサービスが必要です。
排泄介助	おむつ交換、採尿器や差込み便器の介助、トイレやポータブルトイレへの移動介助又は見守り、誘導を行います。
特段の専門的配慮をもって行う調理	医師の指示に基づき、適切な栄養量及び内容を有する特別食（腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食（単なる流動食及び軟食を除く））の調理を行います。
清拭	身体を清潔に保つため、全身又は部分的に身体を拭きます
身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います。
体位変換	床ずれ予防のための、体位変換を行います。
移動・移乗介助	室内の移動、車いす等へ移乗の介助を行います。
服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
通院介助	通院時の介助を行います。
自立生活支援のための見守りの援助	○ 利用者と一緒に手助けしながら行う調理（安全確認の声かけ、疲労の確認を含む。）を行います。 ○ 入浴、更衣等の見守り（必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む。）を行います。 ○ ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ（声かけや見守り中心で必要な時だけ介助）を行います。 ○ 排泄等の際の移動時、転倒しないように側について歩きます。（介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る。） ○ 車いすでの移動介助を行って店に行き、利用者が自ら品物を選べるよう援助します。 ○ 洗濯物をいっしょに干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行います。 ○ 認知症高齢者の方と一緒に冷蔵庫の中の整理を行い、生活歴の喚起を促します。

生活 援 助	買物	日用品や食料品など生活必需品の買物を行います。買物に伴う金銭管理には十分注意し、常に利用者の確認を得ながら行います。
	調理	利用者のための食事の調理、配膳、食後の後片付け、食品の管理を行います。利用者以外の家族等の食事の調理は提供できません。
	掃除	居室等の掃除、布団干し、日常生活用品等の整理整頓等を行います。居室等とは、利用者が日常生活に使用している部屋、台所、トイレ、風呂場等です。
	洗濯	日常的な衣類の洗濯、乾燥、洗濯物の取り込み整理、小物のアイロンがけのほか、ボタン付けや衣類のほつれの修繕など、専門的技術が必要なく、短時間でできる範囲内の補修です。
	衣類の入れ替え	季節の変わり目における衣服の入れ替え、寝具の交換等を行います。
	薬の受取り	主治医により処方される薬の受取りを行います。

（２）訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

４．利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該訪問介護が法定代理受領サービスである時は、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

- （１）１回の基本料金等の目安（実際のサービス利用に係る自己負担額は、１ヶ月ご利用分の総単位数に 10.21 円を乗じた額から 90%又は 80%又は 70%分を引いた額と
- （２）の加算料金等を加え計算した額の合計金額になります。）

ア. 1割負担の場合

サービスに要する時間		20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満	90分以上 (30分毎)
身体介護	1. サービス利用料金 (単位数)	1,664円 (163)	2,491円 (244)	3,951円 (387)	5,789円 (567)	837円 (82)
	2. うち、介護保険から 給付される金額	1,497円	2,241円	3,555円	5,210円	753円
	3. サービス利用に係 る自己負担額(1-2)	167円	250円	396円	579円	84円
生活援助	サービスに要する時間	20分以上 45分未満		45分以上		
	4. サービス利用料金 (単位数)	1,827円 (179)		2,246円 (220)		
	5. うち、介護保険から 給付される金額	1,644円		2,021円		
	6. サービス利用に係 る自己負担額(4-5)	183円		225円		

イ. 2割負担の場合

サービスに要する時間		20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満	90分以上 (30分毎)
身体介護	1. サービス利用料金 (単位数)	1,664円 (163)	2,491円 (244)	3,951円 (387)	5,789円 (567)	837円 (82)
	2. うち、介護保険から 給付される金額	1,331円	1,992円	3,160円	4,631円	669円
	3. サービス利用に係 る自己負担額(1-2)	333円	499円	791円	1,158円	168円
生活援助	サービスに要する時間	20分以上 45分未満		45分以上		
	4. サービス利用料金 (単位数)	1,827円 (179)		2,246円 (220)		
	5. うち、介護保険から 給付される金額	1,461円		1,796円		

6. サービス利用に係る自己負担額（4-5）	366 円	450 円
------------------------	-------	-------

ウ. 3 割負担の場合

サービスに要する時間		20 分未満	20 分以上 30 分未満	30 分以上 60 分未満	60 分以上 90 分未満	90 分以上 (30 分毎)
身体介護	1. サービス利用料金 (単位数)	1,664 円 (163)	2,491 円 (244)	3,951 円 (387)	5,789 円 (567)	837 円 (82)
	2. うち、介護保険から 給付される金額	1,164 円	1,743 円	2,765 円	4,052 円	585 円
	3. サービス利用に係 る自己負担額（1-2）	500 円	748 円	1,186 円	1,737 円	252 円
生活 援助	サービスに要する時間	20 分以上 45 分未満		45 分以上		
	4. サービス利用料金 (単位数)	1,827 円 (179)		2,246 円 (220)		
	5. うち、介護保険から 給付される金額	1,278 円		1,572 円		
	6. サービス利用に係 る自己負担額（4-5）	549 円		674 円		

☆身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に、引き続き所要時間 20 分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行った時の料金は以下のとおりです。

エ. 1 割負担の場合

身体介護中心型に引き続いて行う生活援助中心型の訪問介護の所要時間	20 分以上	45 分以上	70 分以上
1. サービス利用料金 (単位数)	663 円 (65)	1,327 円 (130)	1,990 円 (195)
2. うち、介護保険から給 付される金額	596 円	1,194 円	1,791 円
3. サービス利用に係る 自己負担額（1-2）	67 円	133 円	199 円

オ. 2割負担の場合

身体介護中心型に引き続いて行う生活援助中心型の訪問介護の所要時間	20 分以上	45 分以上	70 分以上
1. サービス利用料金 (単位数)	663 円 (65)	1,327 円 (130)	1,990 円 (195)
2. うち、介護保険から給付される金額	530 円	1,061 円	1,592 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	133 円	266 円	398 円

カ. 3割負担の場合

身体介護中心型に引き続いて行う生活援助中心型の訪問介護の所要時間	20 分以上	45 分以上	70 分以上
1. サービス利用料金 (単位数)	663 円 (65)	1,327 円 (130)	1,990 円 (195)
2. うち、介護保険から給付される金額	464 円	928 円	1,393 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	199 円	399 円	597 円

※「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

※上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。

(2) 加算料金等 (該当する項目のみ)

①特定事業所加算

当事業所が、以下の条件に合致する時、サービス利用料金に加算されます。

項目	加算割合（月額）	
特定事業所 加算Ⅰ	20%	体制要件、人材要件、重度対応要件のいずれにも適合する場合
特定事業所 加算Ⅱ	10%	体制要件、人材要件に適合する場合
特定事業所 加算Ⅲ	10%	体制要件、人材要件、重度対応要件のいずれにも適合する場合
特定事業所 加算Ⅳ	3%	体制要件、人材要件に適合する場合
特定事業所 加算Ⅴ	3%	体制要件に適合する場合

②介護職員等処遇改善加算

利用総単位数の24.5%に10.21円を乗じた額から90%又は80%又は70%分を引いた額になります

③初回加算 初回利用月に200単位

④生活機能向上連携加算 1月につき、（Ⅰ）100単位または（Ⅱ）200単位

⑤認知症専門ケア加算 1日につき、（Ⅰ）3単位または（Ⅱ）4単位

⑥口腔連携強化加算 1回につき50単位（1月に1回を限度）

⑦緊急時訪問介護加算 1回につき100単位

⑧平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・早朝（午前6時から午前8時まで）：25%
- ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

⑨2人の訪問介護職員が共同でサービスを行う必要がある場合は、契約者の同意のうえで、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方のサービスを行う場合
- ・その他利用者の状況等から、適当と認められる場合

⑩介護保険給付の支給限度額を超えたサービス及び対象外のサービスを利用される場合は、「サービス利用料金」欄の全額（自己負担額ではありません）が必要となります。

⑪利用者の体調不良等やむを得ない場合以外のキャンセル料金は次のとおりです。

利用前日までにキャンセルの申し出が無かった場合・・・500円

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ①利用者の体調の変化があった際には、施設の職員にご一報ください。
- ②事業所では、原則として利用者宅の鍵のお預かりはいたしません。鍵の取扱いについては、利用者又はその家族とご相談させていただきます。
- ③職員に対する贈り物や飲食のもてなしは、お受けできません。
- ④サービスのご利用に当たっては、担当者との間で十分にコミュニケーションをとっていただきますようご協力をお願いします。
- ⑤この重要事項説明書に記載以外のサービスはご依頼できませんので、ご了承ください。

6. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を整えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、職員等の訓練を行います。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

サービス提供時以外の緊急時の連絡先等は以下のとおりです。

- ①緊急連絡先 加古川さくら園 TEL 079-432-7300
- ②対応時間 サービス提供時間以外は施設職員が電話対応しますが、サービス提供責任者が必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村及び関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

施設及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、職員教育を行います。

11. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるをえない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 苦情相談窓口

※サービスに関する苦情や相談については、次の窓口で対応します。

ご利用相談窓口 担当者 サービス提供責任者

解決責任者 管理者

ご利用時間 月～土曜日 9：00～18：00

電話番号 079-432-7300

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

☆加古川市福祉部健康支援局介護保険課

加古川市加古川町北在家2000番地

電話番号079-424-1151 受付時間 午前9時 ～ 午後5時

☆兵庫県加古川健康福祉事務所監査指導課

加古川市加古川町寺家町97-1

電話番号 079-421-9296

FAX 079-422-7589

受付時間 午前9時 ～ 午後5時

☆兵庫県国民健康保険団体連合会介護保険課

神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号

電話番号078-332-5601 受付時間 午前9時 ～ 午後5時

13 実習生の受け入れについて

当事業所では介護福祉士、訪問介護員等を養成する機関からの依頼を受け、現場実習の受け入れを行う場合がありますが、実習生が適切な援助を行えるよう指導を行っていきます。なお、実習生も職員と同様に個人情報の取扱いを適正に行うものとします。

14 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者様に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

〈施設〉

所在地 加古川市東神吉町神吉字北山1844-5

施設名 社会福祉法人 恕心福祉会
加古川さくら園ヘルパーステーション
(指定番号 2872202383 号)

説明者 サービス提供責任者

印

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定訪問介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

＜利用者＞

住所

氏名

印

＜利用者代理人（選任した場合）＞

住所

氏名

印

(続柄)